

# エコキュート導入補助金を申請または受給される 皆様へのお願い



現在、国の補助金事業における補助金の不正受給等の不正行為につきましては、法律等におきましても厳しい処分がなされております。

各省庁においては、虚偽申請等による補助金の不正受給の事実が認められた場合、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律にもとづき、申請者に対する交付決定の取り消し、補助金返還請求等の措置を講じることと致しております。

当センターとしましても、不正行為に対しましては厳正に対処致します。

申請される皆様におかれましては、以下につきまして、格段のご留意を頂きますようお願い申し上げます。

## 補助金交付の適正化(不正行為の摘発)

エコキュート導入補助金制度における補助金の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)およびその他の一般の法令の定めにもとづき、適正に交付されなければなりません。

つきましては、次に例示するような行為については、適正な補助金交付に著しく反するものであるため、関係機関との協調により厳正に対処致します。

(1) 他人名義、架空名義等の申込みによる補助金申請の権利確保を目的とし、他の申込者を排除するような行為

(2) 受理されていない補助金申込書・補助金交付申請書の受理および補助金交付を強要するような行為

(3) 補助金制度が不当との理由による補助金交付を強要するような行為

(4) 偽りの補助金申込書や補助金交付申請書類の改ざん等の記載により補助金の交付を受けた事実が認められた場合

(5) 同一のエコキュートに対して複数の補助金申込書を提出し、実際に複数の補助金の交付を受けた事実が認められた場合

特に、不正な申込み行為や受理の強要行為等により、実際に補助金の交付を受けた場合、次のような厳しい罰則が適用されます。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)

### 第6章 罰則

第29条 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受け、又は間接補助金等の交付若しくは融通を受けた者は、5年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の場合において、情を知って交付又は融通をした者も、また同項と同様とする。



JEHC

お問い合わせ・お申込みはこちら

有限責任中間法人 日本エレクトロヒートセンター 「エコキュート導入補助金」受付係

〒100-8691 東京中央郵便局 私書箱第134号 TEL.03-5614-7855 FAX.03-5614-7851

受付時間(月～金)9:30～17:00(祝日、年末年始を除く)

詳しくはホームページをご覧ください。

<http://www.jeh-center.org>

- ・申込書(応募はがき)はエコキュートメーカー各社に配布しております。入手については、購入を予定されるメーカー・販売店にお問い合わせください。電力会社の主な営業窓口にも配布しております。
- ・入手が困難な場合、当センターよりお送り致します(送料はご負担いただきます)。FAXまたは郵便にてご請求ください。
- ・申込書(応募はがき)は「郵送」のみの受付となります。受付は当センターの「私書箱」に到着した現物をもって行います。なお郵便事故等による責任は負いかねます。

【平成19年度版】

# エコキュート 導入補助金制度のご案内

高効率給湯器導入促進事業費補助金

環境に優しいエコキュートの導入には、  
国の補助金制度がご利用いただけます。



「エコキュート」は、CO<sub>2</sub>冷媒ヒートポンプ給湯器の愛称です。

## 目次

補助金申請の応募の要件……	2
補助金交付の対象となる費用……	3
補助金交付の申請方式……	3
一般用申請の申込方法(先着順)……	4
予定枠申請の申込方法(抽選制)……	9
補助金申込書の受理の確認について……	12
エコキュートの設置工事完了後に必要な提出書類……	13
補助金交付の手順について……	15
申請または受給される皆様へのお願い……	16



有限責任中間法人  
日本エレクトロヒートセンター

## 補助金申請の応募の要件

エコキュート導入補助金制度は、これからエコキュート(CO<sub>2</sub>冷媒ヒートポンプ給湯器)を住宅及び建築物に購入設置して使用することを予定している方に対して、その費用の一部に充てるために補助金を交付するものです。次の全ての要件を満たすことが申込み(応募)に必要となります。

次の要件をひとつでも満たすことができない方は、エコキュート導入補助金を申し込むことができません。

<p>1. 補助金交付の対象となるエコキュートの設置を予定していること</p> <p>※家庭用COP:4.0以上 ※業務用COP:3.5以上</p>	<p>補助金の交付対象となるエコキュートは、(1)CO<sub>2</sub>冷媒を使用し、(2)エネルギー消費効率(COP)が、家庭用が4.0以上、業務用が3.5以上であるエコキュートのうち、エコキュートメーカーからの申請にもとづき当センターが指定したものです。全てのエコキュートが対象となるわけではありません。</p>
<p>2. エコキュートの据付(着工)前に申し込み、受理後に据付(着工)できること</p>	<p>エコキュートを据付(着工)する前に、当センターに補助金申込書(応募はがき)を提出してください。当センターが補助金申込書の内容を審査し、補助金申込書を受理した後でなければ据付(着工)はできません。</p>
<p>3. エコキュートを購入設置して使用する申請者に対して補助金が交付されること</p> <p>※各申請方式につきましては、3ページ「補助金交付の申請方式」をご覧ください。</p>	<p>これからエコキュートを購入設置して使用する予定の方(申請者本人)に対して、エコキュートの購入費用の一部を補助する制度です。エコキュートを購入設置して使用する方(申請者本人)に対して補助金が交付されます。</p>
<p>4. 申請者本人が使用し、6年(法定耐用年数)以上使用できること</p> <p>※各申請方式につきましては、3ページ「補助金交付の申請方式」をご覧ください。</p>	<p>本補助金制度は、電気の需要(使用)の平準化を図るうえで効果を有するエコキュートを購入設置して使用する方(申請者本人)に対して補助金が交付されますので、エコキュートを購入し、少なくとも6年(法定耐用年数)以上、使用しなければなりません。</p>
<p>5. エコキュートの設置工事完了期限日および完了報告書類提出期限日を厳守できること</p>	<p>本補助金制度は単年度事業であるため、各期における募集期間、設置工事期間、設置工事完了期限日および完了報告書類提出期限日が詳細に設定されておりますので、このスケジュールを厳守されない場合は、補助金を交付することができません。</p>
<p>6. 他の国庫補助金と重複して補助を受けないこと</p>	<p>本補助金制度以外に、補助対象のエコキュートに対して、国からの補助金を受けている、または受ける予定がある場合は、本補助金制度を申し込むことができません。</p>
<p>7. 電力会社への個人情報の提供について同意すること</p> <p>※設置確認の依頼につきましては、14ページをご覧ください。</p>	<p>補助金交付申請書類に記載されているエコキュートが実際に設置されていることを確認するため、エコキュートの設置先住所を電気の供給区域とする電力会社に対して、補助金交付申請書類に記載された申請者情報を提供し、エコキュートの設置確認を依頼します。そのため、申請者に対して、電力会社への個人情報の提供を同意していただきます。</p>
<p>8. 財団法人ヒートポンプ・蓄熱センターへの個人情報の提供について同意すること</p> <p>※重複交付の調査の依頼につきましては、14ページをご覧ください。</p>	<p>本補助金制度は、同一のエコキュートに対しては、補助金を交付することができないため、平成18年度までの補助金交付事業者である「財団法人ヒートポンプ・蓄熱センター」に対して、補助金交付申請書類に記載された申請者情報を提供し、過去の交付の有無を確認します。そのため、申請者に対して、財団法人ヒートポンプ・蓄熱センターへの個人情報の提供を同意していただきます。</p>

## 補助金交付の対象となる費用

エコキュートを購入して設置するために必要な費用のうち、右に掲げるエコキュートの機器費(購入予定価格のうちの機器部分・税抜き)に対して、その費用の一部に充てるために補助金を交付するものです。

機器費は、補助金申込書が受理され、エコキュートの設置後に提出していただく「平成19年度補助金交付申請書」の添付書類である「補助対象給湯器領収金額証明書」の「領収金額(円)〈税抜き〉」の欄に記入していただくために必要となります。

※設置工事完了後の提出書類につきましては、13ページをご覧ください。

補助金交付の対象となる機器費とは、

- ① ヒートポンプユニット
- ② 貯湯ユニット
- ③ 台所リモコン
- ④ 風呂リモコン

その他の付属部品、配管等や設置に係る工事費は含まれません。

ヒートポンプユニット



貯湯ユニット

## 補助金交付の申請方式

エコキュート導入補助金制度の申請方式には、一般用申請と予定枠申請があります。

### 一般用申請

**一般用申請とは**、補助対象となるエコキュートを購入し、住宅や建築物にエコキュートを設置して使用する予定の方がエコキュート補助金を申し込む場合の申請方式をいいます。

**一般用申請者とは**、一般用申請によって補助金を申し込む方をいいます。

一般用申請者は、補助金申込書が受理された場合、エコキュートの設置後に補助金交付申請書類を作成し、当センターに提出します。補助金は、一般用申請者に交付されます。

### 一般用申請リース

**一般用申請リースとは**、一般用申請のうち、リース契約の場合をいいます。エコキュートの購入者はリース会社(またはファイナンス会社)、エコキュートの使用者はリース契約者となります。エコキュート補助金は、その所有者であるリース会社(またはファイナンス会社)が申し込みます。

補助金は、エコキュートの所有者であるリース会社(またはファイナンス会社)に交付されますが、エコキュートのリース料金の支払いおよび使用者は、リース契約者となりますので、リース会社(またはファイナンス会社)は、交付された補助金相当額をリース契約者に還元していただくこととなります。

### 予定枠申請

**予定枠申請とは**、エコキュート付きの住宅や建築物(分譲住宅、分譲マンション等)を販売することを目的として、分譲又は建売等の住宅や建築物にエコキュートを設置する予定の方が、エコキュート補助金を申し込む場合の申請方式をいいます。

**予定枠申請者とは**、予定枠申請によって補助金を申し込む方をいいます。

予定枠申請者からエコキュート付きの住宅や建築物を購入して使用する方を確定申請者といい、確定申請者は、予定枠申請者から補助金交付申請書類を受領(補助金予定枠の付与)し、申請書類を作成し、当センターに提出します。補助金は、確定申請者に交付されます。

大きく分けて  
一般用と予定枠が  
あります。



# 一般用申請の申込方法(先着順)

## ■ 募集方法

一般用申請の申込区分には、「家庭用」と「業務用」があります。

- 家庭用の募集は、年4期(4回)に分けて、各期とも「先着順」で受け付けます。
- 業務用の募集は、年3期(3回)に分けて、各期とも「先着順」で受け付けます。(第4期の募集はありません。)
- 家庭用の第4期募集については、19年度末には事業が終了(単年度事業)となるため、設置工事完了期限日および完了報告書類提出期限日が早めになっておりますので、あらかじめご了承ください。

### 【近郊および地方からの申込みの公平性についての措置】

- 各期とも「月曜日」を募集開始日とします。土曜日および日曜日に到着した申込書は、営業日である月曜日に到着したものと見なします。仮に、募集開始日である月曜日の前々日(土曜日)、または前日(日曜日)に到着した申込書は、募集開始日(月曜日)に到着したものと見なします。
- 各期とも募集期間中であっても、申込額の合計が予算額に達した場合、その日から2営業日後の日をもって募集は締め切りとなり、その間(3営業日間)に到着した申込書の全件(記載等に不備のあるものを除く)について抽選を実施します。つまり、当センターのホームページにおいて、申込状況の進捗率が「100%」になった日から2営業日後の日をもって、募集は締め切りとなります。
- 申込書の受付は、「郵送」により当センターの「私書箱」に到着した現物をもって行います。当センターへの持参、宅配便、バイク便等は受け付けることができません。なお、郵便事故等による責任は負いかねます。

### 【申込みおよび申請上の注意事項】

- 平成19年度補助金申込書(応募はがき)を作成し、募集期間内に到着するように、当センターの「私書箱」に郵送してください。
- 当センターのホームページでの確認、電話による問い合わせ、または補助金受理通知書の到着により、申込書の受理が確認できたら(→12ページ)、その日からエコキュートの設置工事を着工いただけます。
- エコキュートの設置工事は、各期とも設置工事完了期限日が設定されておりますので、厳守してください。その期限日を過ぎて設置した場合には、補助金を交付することができません。
- エコキュートの設置工事が完了したら、完了報告書類を全て揃えた日から起算して30日以内、または各期の完了報告書類提出期限日のいずれか早い日までに、完了報告書類を提出してください。(当センターの「私書箱」に必着)
- 各期の完了報告書類は、提出期限以内に到着した補助金交付申請書類であっても、書類の記入内容に未記入等の重大な不備がある場合、受け付けることができませんので、返却させていただきます。

◆補助金の申込みから交付までの流れについては、15ページをご覧ください。

## ■ 募集のスケジュール

**【家庭用】** 次のスケジュール表で、エコキュートの据付(設置工事)を予定している時期が、第1期から第4期のどの設置工事期間にあたるのかをご確認のうえ、その期の募集期間にお申し込みください。

期	募集期間	設置工事期間	設置工事完了期限日	完了報告書類(注1)提出期限日
第1期	平成19年4月23日(月) ～6月29日(金)(注2)	受理を確認できた日 ～平成19年8月17日(金)	平成19年8月17日(金)	平成19年8月31日(金)
第2期	平成19年7月2日(月) ～8月31日(金)(注2)	受理を確認できた日 ～平成19年10月19日(金)	平成19年10月19日(金)	平成19年10月31日(水)
第3期	平成19年9月3日(月) ～10月31日(水)(注2)	受理を確認できた日 ～平成19年11月30日(金)	平成19年11月30日(金)	平成19年12月14日(金)
第4期	平成19年11月5日(月) ～12月14日(金)(注2) 平成20年1月15日(火)(注2)	受理を確認できた日 ～平成20年1月7日(月) 平成20年1月29日(火)	平成20年1月7日(月) 平成20年1月29日(火)	平成20年1月10日(木) 平成20年1月31日(木)

注1.完了報告書類とは、補助金交付申請に必要な「補助金交付申請書(兼設置工事完了報告書 兼取得財産等明細表)及び添付書類」のことです。

注2.申込額の合計が予算額に達しなかった場合、各期の募集は、その日をもって締め切りとなります。

**【業務用】** 次のスケジュール表で、エコキュートの据付(設置工事)を予定している時期が、第1期から第3期のどの設置工事期間にあたるのかをご確認のうえ、その期の募集期間にお申し込みください。

期	募集期間	設置工事期間	設置工事完了期限日	完了報告書類(注1)提出期限日
第1期	平成19年4月23日(月) ～6月29日(金)(注2)	受理を確認できた日 ～平成19年8月17日(金)	平成19年8月17日(金)	平成19年8月31日(金)
第2期	平成19年7月2日(月) ～8月31日(金)(注2)	受理を確認できた日 ～平成19年10月19日(金)	平成19年10月19日(金)	平成19年10月31日(水)
第3期	平成19年9月3日(月) ～10月31日(水)(注2)	受理を確認できた日 ～平成20年1月7日(月)	平成20年1月7日(月)	平成20年1月10日(木)

注1.完了報告書類とは、補助金交付申請に必要な「補助金交付申請書(兼設置工事完了報告書 兼取得財産等明細表)及び添付書類」のことです。

注2.申込額の合計が予算額に達しなかった場合、各期の募集は、その日をもって締め切りとなります。

## ■ 申込区分と1台あたりの補助金額

一般用申請の申込区分には、「家庭用」と「業務用」があり、さらに、エコキュートの導入方法によって申込区分が分かれており、それぞれに申込区分番号が付いています。

- 一般用申請者本人がエコキュートを購入設置して使用する場合は、1～3の申込区分番号となります。
- エコキュートをリース契約によって設置使用する場合には、4～6の申込区分番号となります。なお、申請者は、エコキュートの所有者であるリース会社(またはファイナンス会社)となります。
- エコキュートの導入方法の違いによって、補助金申込書(応募はがき)は異なります。

申込区分番号	申込区分	1台あたりの補助金額(定額)
1	家庭用	45,000円
2	業務用 — 小型(加熱能力26kW未満)	170,000円
3	業務用 — 大型(加熱能力26kW以上)	260,000円
4	家庭用リース	45,000円
5	業務用リース — 小型(加熱能力26kW未満)	170,000円
6	業務用リース — 大型(加熱能力26kW以上)	260,000円

# 補助金申込書(応募はがき)の書き方について(緑色のはがきです)

## 補助金申込書(応募はがき)を書く前に

- 本申込書は必ず**申請者本人**が記入してください。
- 「**一般用申請者**」とは補助対象給湯器(エコキュート)を**購入して使用する方**をいいます。
- 本申込書**1枚につき1台分**の補助金をお申し込みいただけます。(例:2世帯住宅で2台設置する場合は、2枚作成)

- 本申込書の**太枠線内の必要箇所**は、全て記入してください。
- 必要箇所の**未記入・不備**がある場合は**受理できません**ので**ご注意ください**。
- 予定枠申請(ピンク色)、一般用申請リース(青色)の補助金申込書ではお申し込みいただけません。
- 平成18年度以前の申込書ではお申し込みいただけません。
- 申込書の**コピー**ではお申し込みいただけません。



## 記入上の注意事項

- 黒または青色のペンで記入してください。
- 書き損じ等で記入内容を訂正する場合
  - (1) **訂正箇所に二重線**を引いて訂正し、その上に**訂正印**を押印してください。
  - (2) **訂正印**は「印」、「捨印」の箇所に押印したものと**同じ印**を使用してください。

### ① 申込日

- 申込書を発送する日(郵便ポストに投函する日)**を記入してください。
- 申込書の受付は、当センターに到着した日付をもって行いますので、申込日が各期の募集開始日以前の日付でも問題ありません。
- 補助対象給湯器の着工(据付)予定日のことではありません。  
例:4月22日に投函する場合  
⇒申込日は「平成19年4月22日」

### ② 申込番号

- 申込書には**一枚につき、ひとつの申込番号**が付けられています。
- この番号は申込書が受理されたかどうかの確認(12ページ:「補助金申込書の受理の確認について」参照)をするために必要な番号になります。必ず**申込書のコピー**をとり、**控えとして保管**してください。

### ③ 印、捨印

- 「**印**」と「**捨印**」の2箇所**に申請者本人の印**を押印してください
- 申請者が**個人の場合**の印は認印で結構です。
- 申請者が**法人の場合**の社印は、担当者が所属する支店、支社、営業所等の印で結構です。(本社の印でなくて結構です。)

### ④ 現住所

- 申請者の**現住所(現在お住まいの住所)**を記入してください。
- 常に郵便物を受取る住所を記入してください。
- 今後の補助金交付手続きに**必要な書類の送付先**となります。

### ⑤ 氏名(または法人名)

- 申請者本人の氏名**を記入してください。
- 申請者が**法人の場合**は「法人名」を記入してください。

(様式第1)

申込日	平成 年 月 日	申込番号	
-----	----------	------	--

有限責任中間法人  
日本エレクトロヒートセンター会長殿

平成19年度 補助金申込書 《一般用申請》  
高効率給湯器導入促進事業費補助金交付規程第5条第3項に基づき、以下のとおり補助金の申込みをします。

1. 一般用申請者(補助対象給湯器を購入、使用する方)について

フリガナ 〒 〇〇〇〇〇〇	都・道 府・県	市・区 町・村	
フリガナ 氏名 (または法人名)	フリガナ 担当 者名	フリガナ 印	
連絡先電話番号	-	連絡先FAX	-

注1:「現住所」欄は当センターからの通知書類の送付先や問い合わせ先になります。

2. 補助対象給湯器の設置先住所および建物区分について

フリガナ 〒 〇〇〇〇〇〇	都・道 府・県	市・区 町・村
建物区分(注2)	① ② ③ ④	1:新築・戸建 2:新築・集合 3:リフォーム(既築)・戸建 4:リフォーム(既築)・集合

注2:該当する番号をぬりつぶしてください。正しいぬりつぶし方 ○→●

3. 補助金の申込区分について

申込区分(注3)	① ② ③	1:家庭用 [45,000円] 2:業務用 小型 [170,000円] 3:業務用 大型 [260,000円]
----------	-------	---

注3:該当する番号をぬりつぶしてください。正しいぬりつぶし方 ○→●

4. 補助対象給湯器の指定機器番号および着工(据付)予定日について  
設置工事会社に確認のうえ、申請者が記入してください。

指定機器番号	⑪	※補助対象給湯器には機種毎に指定機器番号が付番されています。「補助対象給湯器一覧表」を参照のうえ、申込みする指定機器番号を記入してください。
補助対象給湯器の着工(据付)予定日	⑫	平成 19・20 年 月 日

【手続代行者(社)欄】…補助金交付申請書類の作成に際し、手続代行者(社)に作成を依頼する場合には、その手続代行者(社)の住所、会社名、担当者名、電話番号を記入し、社印を押印してください。

⑬

社印

### ⑥ 担当者名

- 申請者が**個人の場合**は、「担当者名」の記入は**不要**です。(太枠線内ですが記入不要です。)
- 申請者が**法人の場合**は、「担当者名」を記入してください。

### ⑦ 連絡先電話番号、連絡先FAX

- 申請者本人と連絡のとれる電話番号**(携帯電話も可)、FAX番号を記入してください。
- FAXがない場合は、FAX番号の記入は不要**です。(太枠線内ですが記入不要です。)

### ⑧ 設置先住所

- エコキュートの**設置先住所**を記入してください。
- 現住所(④)に記入した住所と同じでも**省略せずに記入**してください。  
住居表示が**確定前**の場合は、**地番**を記入してください。設置場所が**確定できない**ため、必ず町名以下も記入してください。

(複数台を設置する場合)

- 設置台数分の補助金申込書を作成してください。
- 設置先住所には**複数台分**の申込みであることが**わかるように明記**してください。  
例)2世帯住宅で、1階用と2階用に設置する場合  
⇒「…〇丁目〇番〇号1階用」  
「…〇丁目〇番〇号2階用」とそれぞれに記入。

### ⑨ 建物区分

- 以下を参考に、該当する建物区分の数字を**ぬりつぶし**てください。

1:新築・戸建	3:リフォーム(既築)・戸建
2:新築・集合	4:リフォーム(既築)・集合

※ぬりつぶし方

○ **正しいぬりつぶし方** ① → ●

× **間違ったぬりつぶし方** (薄い、チェック、丸など) ① → ① ✓ ① ✗

※正しくぬりつぶさないと判読できないことがありますのでご注意ください。

### ⑩ 申込区分

- 以下の表(もしくは5ページ)を参考に、該当する申込区分番号の**数字をぬりつぶし**てください。

申込区分番号	申込区分	1台あたりの補助金額(定額)
1	家庭用	45,000円
2	業務用 ー 小型:26kW未満	170,000円
3	業務用 ー 大型:26kW以上	260,000円
4	家庭用リース	45,000円
5	業務用リースー小型:26kW未満	170,000円
6	業務用リースー大型:26kW以上	260,000円

※ぬりつぶし方 ○ **正しいぬりつぶし方** ① → ●

※正しくぬりつぶさないと判読できないことがありますのでご注意ください。

### ⑪ 指定機器番号

- 補助対象給湯器には**4ケタの指定機器番号**が付番されております。
- 指定機器番号はホームページまたは**パンフレット別表「補助対象給湯器一覧表」**を参照してください。
- 設置予定の補助対象給湯器に該当する**4ケタの番号を全て**記入してください。  
例:4ケタの指定機器番号が「0001」の場合 ⇒ **0|0|0|1**

### ⑫ 補助対象給湯器の着工(据付)予定日

- 該当する年を「○」で**囲んで**ください。
- エコキュート本体を**据付ける予定月日**を数字で記入してください。「中旬」「下旬」等、数字以外の記入は**不備**となります。
- 着工(据付)予定日とはエコキュート本体を**据付ける予定月日**のことです。建物工事全体の着工開始予定日のことではありません。
- 着工(据付)予定日は、**郵便事情等を考慮**し、申込日(投函日)から数えて**10日目以降から設置工事完了期限日までの日付**を記入してください。(12ページ参照)

### ⑬ 手続代行者(社)欄の記入

- 申込書の**受理後**に送付される補助金交付申請書類の作成に際し、**手続代行者(社)に作成を依頼**する場合には、その手続代行者(社)の住所、会社名、担当者名、電話番号を記入し、社印を押印してください。
- 手続代行者(社)に**依頼しない場合**、または**未定の場合**の記入は**不要**です。

## 補助金申込書(応募はがき) 一般用申請リースの書き方について(青色のはがきです)

# 予定枠申請の申込方法(抽選制)

### 補助金申込書(応募はがき)を書く前に

- 申込みはエコキュートの所有者、リース事業者、リース契約者による共同申込みとなります。
- 「リース用申請者」とは補助対象給湯器(エコキュート)の所有者をもつ方のことをいいます。
- 本申込書1枚につき1台分の補助金をお申し込みいただけます。  
例:2世帯住宅で2台設置する場合⇒申込書を2枚作成
- 本申込書の**太枠線内の必要箇所**については、全て記入してください。

- 必要箇所に**未記入・不備**がある場合は**受理できません**のご注意ください。
- 一般用申請(緑色)、予定枠申請(ピンク色)の補助金申込書ではお申し込みいただけません。
- 平成18年度以前の申込書ではお申し込みいただけません。
- 申込書のコピーではお申し込みいただけません。
- 記入上の注意事項につきましては、「補助金申込書(応募はがき)の書き方について(7ページ)」をご覧ください。

### ① 申込日

- 申込書を**発送する日(ポストに投函する日)**を記入してください。
- 申込書の受付は、当センターに到着した日付をもって行いますので、申込日が各期の募集開始日以前の日付でも問題ありません。
- 補助対象給湯器の着工(据付)予定日のことではありません。  
例:4月22日にポストに投函する場合⇒申込日は「平成19年4月22日」)

### ② 申込番号

- 申込書には**一枚につき、ひとつの申込番号**が付けられています。
- この番号は受理されたかどうかの確認(12ページ「補助金申込書の受理の確認について」参照)をするために必要な番号になります。必ず申込書のコピーをとり、**控えとして保管**してください。

### ③ 社印、捺印

- 「社印」と「捺印」の2箇所**リース用申請者の印を押し**してください。
- リース用申請者が**法人の場合**の社印は、担当者が所属する支店、支社、営業所等の印で結構です。(本社の印でなくて結構です。)
- リース用申請者が**個人の場合**の印は、認印で結構です。

### ④ 現住所

- 今後の補助金交付手続きに必要な書類の送付先になります。
- リース用申請者の**現住所**を記入してください。

### ⑤ 法人名または氏名、担当者名

- リース用申請者が**法人の場合**は、「法人名」と「担当者名」を記入してください。
- リース用申請者が**個人の場合**は、「担当者名」の記入は不要です。

### ⑥ 連絡先電話番号、連絡先FAX

- 申請担当者と連絡がとれる部署等の電話番号とFAX番号を記入してください。

### ⑦ リース事業者 法人名または氏名、担当者名、社印、連絡先電話番号

- ※リース事業者が**エコキュートの所有者**(リース用申請者)である場合は、記入、押印は不要です。
- リース事業者名、担当者名を記入してください。
- リース事業者が**法人の場合**の社印は、担当者が所属する支店、支社、営業所等の印でも結構です。(本社の印でなくて結構です。)
- リース事業者が**個人の場合**の印は、認印で結構です。
- 担当者と連絡がとれる部署等の電話番号を記入してください。

### ⑧ リース契約者 氏名または法人名、印、連絡先電話番号

- リース契約者の氏名(または法人名)を記入してください。
- リース契約者が**個人の場合**の印は、認印で結構です。
- リース契約者が**法人の場合**の社印は、担当者が所属する支店、支社、営業所等の印で結構です。(本社の印でなくて結構です。)
- リース契約者と連絡がとれる電話番号を記入してください。

(様式第3号)  
平成 年 月 日 申込番号

有限責任中間法人  
日本エネコロポセンター会長様

平成19年度 補助金申込書 (一般用申請リース)  
高齢給湯器導入促進事業費補助金交付規程第5条第3項に基づき、以下のとおり補助金の申込みをします。

1. リース用申請者(補助対象給湯器の所有者)について

フリガナ 現住所(注1) 〒 部・道 府・県 市・区 町・村

フリガナ 法人名 または氏名(注2) 担当者名 フリガナ

連絡先電話番号 連絡先FAX

注1:「現住所」欄は当センターからの通知書類の送付先や問い合わせ先になります。  
注2:エコキュートの所有者をもつ法人または個人が記入してください。

2. リース事業者、リース契約者(補助対象給湯器を使用する方)について

フリガナ フリガナ フリガナ  
リース事業者 法人名 または氏名(注3) 担当者名

フリガナ フリガナ  
リース契約者 氏名 または氏名(注4)

連絡先電話番号 連絡先電話番号

注3:注4:リース事業者・リース契約者がそれぞれ記入し、共同申請を行うことに同意するものとします。  
ただし、リース期間が半年未満の場合は併記しなくても構いません。リース申請書には、補助金担当のリース契約者に選定することとします。  
リース事業者が補助対象給湯器の所有者を有する場合は、リース事業者職の記入・捺印は不要です。

3. 補助対象給湯器の設置先住所および建物区分について

フリガナ 設置先住所 〒 部・道 府・県 市・区 町・村

建物区分(注5) ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧  
1:新築・戸建 2:新築・集合 3:リフォーム(既築)・戸建 4:リフォーム(既築)・集合

注5:該当する番号をぬりつけてください。正しいぬりつけ方 〇→●

4. 補助金の申込区分について

申込区分(注6) ④ ⑤ ⑥ ⑦  
4:家庭用[45,000円] 5:業務用 小型[170,000円] 6:業務用 大型[260,000円]

注6:該当する番号をぬりつけてください。正しいぬりつけ方 〇→●

5. 補助対象給湯器の指定機器番号および着工(据付)予定日について

指定機器番号

補助対象給湯器の着工(据付)予定日 平成 19・20 年 月 日

※補助対象給湯器には機種別に指定機器番号が付番されています。  
「補助対象給湯器一覧表」を参照のうえ、申込みをする指定機器番号を記入してください。

### ⑨ 3.補助対象給湯器の設置先住所および建物区分について

### ⑩ 4.補助金額の申込区分について

### ⑪ 5.補助対象給湯器の指定機器番号

- 7ページ「補助金申込書(応募はがき)の書き方について」の、「⑧設置先住所」以降の書き方を参照して記入してください。

## 募集方法

予定枠申請の申込区分には、「家庭用」と「業務用」があります。

- 募集は、年2期(2回)に分けて、各期とも「**抽選制**」で受け付けます。
- ただし、募集期間内に到着した申込書(受付対象外を除く)の申込額の合計が予算額に達しなかった場合は、抽選を行わず、各抽選日に受付対象の申込書を全て受理します。
- 第2期募集については、平成19年度末には事業が終了(単年度事業)となるため、設置工事完了期限日、完了報告書類提出期限日が早めになっておりますので、あらかじめご了承ください。
- 各期とも「月曜日」を募集開始日とします。土曜日および日曜日に到着した申込書は、営業日である月曜日に到着したものと見なします。
- 申込書の受付は、「郵送」により当センターの「私書箱」に到着した現物をもって行います。当センターへの持参、宅配便、バイク便等は受け付けることができません。  
なお、郵便事故等による責任は負いかねます。

## 募集のスケジュール

次のスケジュール表で、エコキュートの据付(設置工事)を予定している時期が、第1期・第2期のどの設置工事期間にあたるのかをご確認のうえ、その期の募集期間にお申し込みください。

期	募集期間	抽選日	設置工事期間	設置工事完了期限日	完了報告書類(注1)提出期限日
第1期	平成19年4月23日(月)~5月23日(水)	平成19年5月30日(水)	平成19年5月30日(水)~平成20年1月7日(月)	平成20年1月7日(月)	平成20年1月10日(木)
第2期	平成19年9月3日(月)~9月28日(金)	平成19年10月5日(金)	平成19年10月5日(金)~平成20年1月7日(月)	平成20年1月7日(月)	平成20年1月10日(木)

注1:完了報告書類とは、補助金交付申請に必要な「補助金交付申請書(兼設置工事完了報告書 兼取得財産等明細表)及び添付書類」のことです。

## 申込区分と1台あたりの補助金額

予定枠申請の申込区分には、「家庭用」と「業務用」があり、1~3の申込区分番号となります。

申込区分番号	申込区分	1台あたりの補助金額(定額)
1	家庭用	45,000円
2	業務用 - 小型(加熱能力26kW未満)	170,000円
3	業務用 - 大型(加熱能力26kW以上)	260,000円

## 【申込みおよび申請上の注意事項】

- 平成19年度補助金予定枠申込書(応募はがき)を作成し、募集期間内に到着するように、当センターの「私書箱」に郵送してください。
- 各期の募集期間内に到着した補助金予定枠申込書(応募はがき)を審査し、不備等のないものを受付対象となる申込みとして決定します。審査結果は、申込書が到着した日から約4営業日後に、当センターのホームページに公表されます。
- 受付対象となった申込みを抽選し、その抽選結果は、抽選日の翌日までに当センターのホームページに公表されます。  
当センターのホームページでの確認、電話による問い合わせ、または補助金予定枠受理通知書の到着により、申込みの受理が確認できたら、その日からエコキュートの設置工事を着工いただけます。
- エコキュートの設置工事着工後、予定枠申請者は、受理通知書の送付の際に同封される設置工事着工届出書を、すみやかに提出してください。
- エコキュートの設置工事は、各期とも設置工事完了期限日が設定されておりますので、厳守してください。その期限日を越えて設置した場合には、補助金を交付することができません。
- エコキュートの設置工事が完了したら、完了報告書類を全て揃えた日から起算して30日以内、または各期の完了報告書類提出期限日のいずれか早い日までに、完了報告書類を提出してください。(当センターの「私書箱」に必着)
- 各期の完了報告書類は、提出期限以内に到着した補助金交付申請書類であっても、書類の記入内容に未記入等の重大な不備がある場合、受け付けることができませんので、返却させていただきます。
- ◆補助金の申込みから交付までの流れについては、15ページをご覧ください。

# 補助金予定枠申込書(応募はがき)の書き方について(ピンク色の はがきです)

## 補助金予定枠申込書(応募はがき)を書く前に

- 「予定枠申請者」とは販売を目的として分譲又は建売住宅等の建築物に補助対象給湯器(エコキュート)を導入する方をいいます。
- 本申込書1枚につき、1物件(1台~複数台分)の補助金をお申し込みいただけます。

- 本申込書の太枠線内の必要箇所は、全て記入してください。
- 必要箇所に未記入・不備がある場合は受付できませんのでご注意ください。
- 一般用申請(緑色)、一般用申請リース(青色)の補助金申込書ではお申し込みいただけません。
- 平成18年度以前の申込書ではお申し込みいただけません。
- 申込書のコピーではお申し込みいただけません。



## 記入上の注意事項

- 黒または青色のペンで記入してください。
- 書き損じ等で記入内容を訂正する場合
  - (1) 訂正箇所に二重線を引いて訂正し、その上に訂正印を押印してください。
  - (2) 訂正印は「社印」、「捨印」の箇所に押印したものと同じ印を使用してください。

### ① 申込日

- 申込書を発送する日(郵便ポストに投函する日)を記入してください。
- 申込書の受付は、当センターに到着した日付をもって行いますので、申込日が各期の募集開始日以前の日付でも問題ありません。
- 補助対象給湯器の着工(据付)予定日のことではありません。  
例:4月22日に投函する場合  
⇒ 申込日は「平成19年4月22日」

### ② 申込番号

- 申込書には一枚につき、ひとつの申込番号が付けられています。
- この番号は申込書の審査結果、抽選結果の確認(12ページ:「補助金申込書の受理の確認について」参照)をするために必要な番号になります。必ず申込書のコピーをとり、控えて保管してください。

### ③ 社印、捨印

- 「社印」と「捨印」の2箇所に予定枠申請者の印を押印してください。
- 申請者が法人の場合の社印は、担当者が所属する支店、支社、営業所等の印で結構です。(本社の印でなくて結構です。)
- 申請者が個人の場合の印は、認印で結構です。

### ④ 現住所

- 今後の補助金交付手続きに必要な書類の送付先となります。
- 申請担当者が所属する部署の現住所を記入してください。

(様式第2)

申込日 平成 年 月 日	申込番号
--------------	------

有限責任中間法人 日本エレクトロヒートセンター会長殿

平成19年度 補助金予定枠申込書 《予定枠申請》  
高効率給湯器導入促進事業費補助金交付規程第5条第3項に基づき、以下のとおり補助金の申込みをします。

1. 予定枠申請者(販売を目的として補助対象給湯器を導入する方)について

フリガナ 〒 〇〇〇-〇〇〇〇	都・道 府・県	市・区 町・村
フリガナ 法人名(または氏名)	フリガナ 法人代表者名	フリガナ 担当者名
フリガナ 担当者部署名	フリガナ 担当者名	フリガナ 担当者名
連絡先電話番号	連絡先FAX	

注1:「現住所」欄は当センターからの通知書類の送付先や問い合わせ先になります。

2. 補助対象給湯器の設置先住所および建物区分について

フリガナ 〒 〇〇〇-〇〇〇〇	都・道 府・県	市・区 町・村
建物名(仮称可)		
建物区分(注2)	1:戸建住宅 2:集合住宅	

注2: 該当する番号をぬりつぶしてください。正しいぬりつぶし方 〇→●

3. 補助金の申込区分および設置台数について

申込区分(注3)	1:家庭用 [45,000円] 2:業務用 小型 [170,000円] 3:業務用 大型 [260,000円]
設置台数(総合計)	台

注3: 該当する番号をぬりつぶしてください。正しいぬりつぶし方 〇→●

4. 補助対象給湯器の指定機器番号および着工(据付)予定日について

指定機器番号	補助対象給湯器には機種毎に指定機器番号が付番されています。「補助対象給湯器一覧表」を参照のうえ、申込みをする代表的な機種指定機器番号を記入してください。
補助対象給湯器の着工(据付)予定日	平成 19・20 年 月 日

### ⑤ 法人名(または氏名)、法人代表者名、担当者部署名、担当者名

- 法人名(または氏名)には予定枠申請者名を記入してください。
- 法人の場合は、「法人名」と「法人代表者名」を記入してください。
- 担当者部署名には、本補助金申請を担当する方が所属する部署を記入してください。
- 担当者名には、本補助金申請を担当する方の氏名を記入してください。

### ⑥ 連絡先電話番号、連絡先FAX

- 申請担当者と連絡がとれる部署等の電話番号とFAX番号を記入してください。

### ⑦ 設置先住所、建物名(仮称可)、建物区分

- 設置先住所には、エコキュートの設置先住所を記入してください。  
住居表示が確定前の場合は、地番を記入してください。設置場所が確定できないため、必ず町名以下も記入してください。
- 建物名(仮称可)には、設置先の建物名(仮称可)を記入してください。
- 以下を参考に、該当する建物区分の数字をぬりつぶしてください。

- 1:戸建住宅
- 2:集合住宅

#### ※ぬりつぶし方

- 正しいぬりつぶし方 ① → ●
- × 間違ったぬりつぶし方 ① → ① ✓ ① ✗

※正しくぬりつぶさないと判読できないことがありますのでご注意ください。

### ⑧ 申込区分、設置台数(総合計)

- 以下の表(もしくは9ページ)を参考に、該当する申込区分番号の数字をぬりつぶしてください。

申込区分番号	申込区分	1台あたりの補助金額(定額)
1	家庭用	45,000円
2	業務用 - 小型: 26kW未満	170,000円
3	業務用 - 大型: 26kW以上	260,000円

#### ※ぬりつぶし方

- 正しいぬりつぶし方 ① → ●
- × 間違ったぬりつぶし方 ① → ① ✓ ① ✗

※正しくぬりつぶさないと判読できないことがありますのでご注意ください。

- 設置台数(総合計)は、エコキュートの設置台数の総合計を記入してください。

### ⑨ 指定機器番号

- 補助対象給湯器には4ケタの指定機器番号が付番されております。
- 指定機器番号はホームページまたはパンフレット別表「補助対象給湯器一覧表」を参照してください。
- 設置予定の機種のうち一番多く設置する補助対象給湯器に該当する4ケタの番号を全て記入してください。  
例:4ケタの指定機器番号が「0001」の場合 ⇒ 〇〇〇〇

### ⑩ 補助対象給湯器の着工(据付)予定日

- 該当する年を「〇」で囲んでください。
- エコキュート本体を据付ける予定月日を数字で記入してください。
- 集合住宅の場合、1台目を据付ける予定年月日を記入してください。
- マンションや住宅の建物工事全体の着工開始予定日はありません。
- 設置工事期間は、各期の抽選日から平成20年1月7日までです。

# 補助金申込書の受理の確認について

## ■ 一般用申請の場合

必ず**受理を確認してから**エコキュートの設置工事を**着工(据付)**してください。

### (1) ホームページでの確認

- 申込書の**審査の結果**は、申込書が到着した日から**約4営業日**後に当センターの**ホームページ**に公表されます。
- 確認の際、申込書記載の「**申込番号**」の入力が必要となります。入力誤りのないよう、ご注意ください。
- ※当センターに到着した、申込書(応募はがき)の返却は致しません。

### (2) 受理された場合

補助金申込受理通知書(採択通知書)の送付

- **審査の結果、受理された申込み**については、**補助金申込受理通知書(採択通知書)(様式第4)**の送付をもって受理を通知いたします。
- **補助金申込受理通知書**は、当センターに申込書(応募はがき)が到着した日から**約10日後**に、**一般用申請者宛**に発送されます。
- ※**設置工事を急がれる場合は**、当センターの**ホームページ**もしくは問い合わせによって**受理が確認**できれば、受理通知書が届く前でも**設置工事を着工(据付)**することができます。

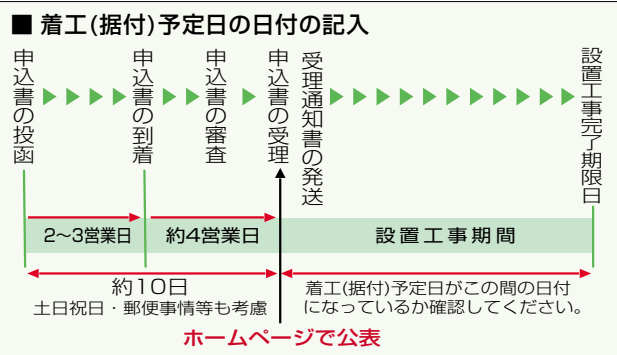
#### 【重要】申請者本人による受理通知書の到着の確認

補助金申込受理通知書には、エコキュートの設置工事の完了後に提出する補助金交付申請書が同封されておりますので、受理通知書の到着を確認してください。補助金交付申請書類には提出期限がありますので、受理確認後、受理通知書が届かないと思われる方、受理通知書や補助金

交付申請書を紛失された方は、当センターにお問い合わせください。再発行致します。

### (3) 受理されなかった場合

- **審査の結果**、申込書の記載不備等で**受理されなかった申込み**についての**電話・書類等によるご連絡は致しません**。
- 申込書の**審査の結果**は当センターの**ホームページ**もしくは問い合わせによりご確認いただけます。
- エコキュートの据付前で、募集期間内であれば、再度、申込書を作成のうえ、お申し込みいただけます。
- エコキュートの据付前で、次期の設置工事期間まで据付工事を延期することができる場合には、再度、申込書を作成のうえ、次期の募集期間でお申し込みいただけます。(家庭用第4期、業務用第3期は除く)



## ■ 予定枠申請の場合

抽選制ですので、受付対象となった申込みについて、抽選を行います。

### (1) ホームページでの確認

- 受付対象となる申込書の**審査の結果**は、申込書が到着した日から**約4営業日**後に当センターの**ホームページ**に公表されます。
- 受付対象となった申込書の**抽選の結果**は、**抽選日の翌日**までに公表されます。
- 当センターの**ホームページ**もしくは問い合わせによりご確認いただけます。
- 確認の際、申込書記載の「**申込番号**」の入力が必要となります。入力誤りのないよう、ご注意ください。
- ※当センターに到着した、申込書(応募はがき)の返却は致しません。

### (2) 受付対象の決定

募集期間内に当センターに到着した申込書の審査を行い、受付対象となる申込みを決定します。

- 受付対象となる申込書の**審査の結果**は、申込書が到着した日から**約4営業日**後に当センターの**ホームページ**に公表されます。
- ① 審査の結果、受付対象となった場合  
受付対象となった申込みは、抽選日に抽選を行います。
- ② 審査の結果、受付対象とならなかった場合  
記載不備等の申込書は受付対象とはなりません。なお、

電話・書類等によるご連絡は致しません。  
受付対象とならなかった場合、募集期間内であれば、再度、申込書を作成のうえ、お申し込みいただけます。

### (3) 抽選による受理の決定

必ず**受理を確認してから**エコキュートの設置工事を**着工(据付)**してください。

- ① 抽選に当選して受理された場合  
**補助金予定枠受理通知書の送付**  
● 受理された申込みについては、**補助金予定枠受理通知書(様式第5)**の送付をもって受理を通知いたします。
- **補助金予定枠受理通知書**は、**抽選日から約2週間後**に、**予定枠申請者宛**に発送されます。
- ※**設置工事を急がれる場合は**、当センターの**ホームページ**もしくは問い合わせによって**受理が確認**できれば、受理通知書が届く前でも**設置工事を着工(据付)**することができます。
- ② 抽選に落選して受理されなかった場合  
● 抽選の結果、**落選になった申込み**についての**電話・書類等によるご連絡は致しません**。
- 抽選の結果は、当センターの**ホームページ**もしくは問い合わせによりご確認いただけます。

# エコキュートの設置工事完了後に、補助金交付申請をするために必要な提出書類について

エコキュートの設置工事が完了した場合、速やかに、**補助金交付申請書および添付書類の(1)から(3)まで**を全て揃え、その書類を全て揃えた日から起算して**30日以内**、または各期の完了報告書類提出期限日のいずれか早い日までに、**当センターに必着**となるよう、**提出**してください。

なお、一般用申請リースの場合は、添付書類(2)の代わりに添付書類(4)の提出が必要となります。

## ■ 補助金交付申請書(兼設置工事完了報告書 兼取得財産等明細表)

一般用申請の場合	(様式第12) 一般用申請者に送付する「補助金申込受理通知書(採択通知書)」(様式第4)に同封します。
予定枠申請の場合	(様式第13) 予定枠申請者が提出した「平成19年度設置工事着工届出書」(様式第6)の内容を審査後、予定枠申請者に対して送付します。

## ■ 添付書類

添付書類(1): 次の①または②のどちらか一方の書類

①「電気ご使用量のお知らせ(検針票)」の写し	電力会社から発行されたエコキュートの設置先住所の「電気ご使用量のお知らせ」の写しを添付してください。 【確認事項】 ①できるだけエコキュートを設置した後に発行されたものであること	②お客さま氏名は申請者本人の氏名であること なお、提出期限日までに揃わない場合や紛失した場合は、申請者本人が電力会社に「お客さま番号」をご確認のうえ、当センターのホームページからダウンロードできる「指定フォーマット」にご記入、押印して提出してください。
②エコキュートの設置状態を示す写真	エコキュートを設置先住所に設置した後に写したエコキュートの設置写真を添付してください。	【確認事項】 ①ヒートポンプユニット(室外機)の全景と、タンクユニットの全景がそれぞれ写っている写真であること(写真は、1枚でも複数枚でも結構です。)

添付書類(2): 「補助対象給湯器領収金額証明書」の写し(注1)	一般用申請は、一般用申請者に送付する「補助金申込受理通知書(採択通知書)」(様式第4)に同封します。  予定枠申請は、予定枠申請者が提出した「平成19年度設置工事着工届出書」(様式第6)の内容を審査後、予定枠申請者に対して送付します。	申請者が補助対象給湯器を購入し、販売店等がその機器費を領収したことを証明する書類です。エコキュートの購入先に、必要事項の記入等を依頼してください。この証明書は、申請者本人宛での証明書となりますので、その写しを添付してください。 注1. ホームページからもダウンロードできます。
-------------------------------------	---	---

添付書類(3): メーカーが発行した「保証書のお客さま控え」の写し(注2、注3)	エコキュートを設置した際に、メーカーが発行した保証書の「お客さま控え」が渡されますので、その写しを添付してください。 保証書を紛失された場合は、メーカーに再発行を依頼し、その写しを添付してください。 【確認事項】 ①保証書は、メーカーが発行した正規の保証書であり、お客さま控えであること ②実際に設置されたエコキュートの銘版に記載(印字)されている型式(機種・品番)、製造番号と保証書に記載(印字)されている型式(機種・品番)、製造番号が一致していること ③お客さま名は、申請者氏名が記入されていること	④お客さま住所は、できるだけエコキュートを設置した住所が記入されていること ⑤型式、製造番号、販売店名、お買い上げ日が正しく記入されていること  注2. 予定枠申請で集合住宅の場合、マンション等販売会社向けに、「集合住宅全戸の補助対象給湯器の保証書」が発行される場合がありますが、その場合は、その保証書の写しを添付してください。 注3. メーカーから申請者(購入者)本人に提出された書類(お客さま控え)により、メーカーが製造したエコキュートが実際に設置先住所に設置されていることを確認するためのものです。したがって、正規の保証書の販売店控えや、修理のために販売店が独自に発行した保証書ではありませんので、ご注意ください。
---	--	--

添付書類(4):	①リース契約書の写し……………リース契約者名義、リース契約期間、設置先住所が正しく記載されていることを確認のうえ、その写しを添付してください。 ②リース料の減額証明書……………エコキュートの所有者がリース契約者に対して、補助金相当額を還元することおよびリース料の減額内容を証明する書類です。必要事項が記載されていれば、書式は任意です。証明書の雛形は、当センターのホームページからダウンロードできます。
----------	---

なお、一般用申請リースの場合は、添付書類(2)「補助対象給湯器領収金額証明書の写し」の提出は不要です。

## 電力会社へのエコキュート設置確認の依頼について

申請者から提出された補助金交付申請書類の審査にあたり、補助金交付申請書類に記載されているエコキュートが実際に設置されていることを確認します。

そのため、当センターは、エコキュートの設置先住所を電気の供給区域とする電力会社に対して、「電気ご使用量のお知らせ(検針票)」の写しに記載された「お客さま番号」にもとづき、次にあげる個人情報(補助金交付申請書類に記載された申請者情報)を提供し、申請書類に記載されたエコキュートの設置確認を依頼します。

つきましては、申請者に対して、電力会社への個人情報の提供を同意していただきます。

なお、当該個人情報と電力会社による設置確認の結果が相違した場合、別途、相当の期間を定めて、当センターが指定するエコキュートの設置を確認できる書類等を提出していただきます。

- ①お客さま番号 ②申請者名 ③設置先住所 ④連絡先電話番号
- ⑤エコキュートの設置工事完了日 ⑥設置台数 ⑦メーカー名 ⑧機種名(型式)

## 財団法人ヒートポンプ・蓄熱センターへの補助金の重複交付の調査の依頼について

本補助金制度は、同一のエコキュートに対し、重複して補助金を交付することができません。

そのため、当センターは、平成18年度までの補助金交付事業者である「財団法人ヒートポンプ・蓄熱センター」に対して、次にあげる個人情報(補助金交付申請書類に記載された申請者情報)を提供し、既に補助金が交付されているかを確認します。

つきましては、申請者に対して、財団法人ヒートポンプ・蓄熱センターへの個人情報の提供を同意していただきます。

- ①申請者名 ②設置先住所 ③連絡先電話番号 ④エコキュートの設置工事完了日
- ⑤設置台数 ⑥メーカー名 ⑦機種名(型式)

## 手続代行者への依頼について

一般用申請者および確定申請者(予定枠)は、補助金交付申請書類を作成するにあたり、補助金交付申請書の「3.補助対象給湯器導入事業の内容について」のエコキュートの設置工事が完了したことを証明する欄の記名・押印および添付書類の「補助対象給湯器領収金額証明書」の発行等に際し、その入手・作成・提出等をする場合、法令に反しない限りにおいて、エコキュートの販売店等に対して、その手続の代行を依頼することができます。

なお、補助金交付申請書類を提出する際には、提出書類が全て揃っているかの有無、内容の不備および提出期限日を越えてからの申請書類の到着等のトラブルの原因とならないよう、必ず、申請者本人が内容を確認のうえ、申請者本人が提出(郵送)されることをお勧めします。

当センターからの通知・連絡等は、原則として、申請者本人宛となります。

### 【申請書類を提出する際の注意】

本補助金事業は、単年度事業であり、適正な申請があったものに対して当年度中に補助金の交付を終了しなければならないため、各期の補助金交付申請書類の提出期間は、昨年度までに比べ短期間となっておりますので、ご注意ください。

各期の完了報告書類は、提出期限以内に到着した補助金交付申請書類であっても、書類の記入内容に未記入等の重大な不備がある場合、受け付けることができませんので、

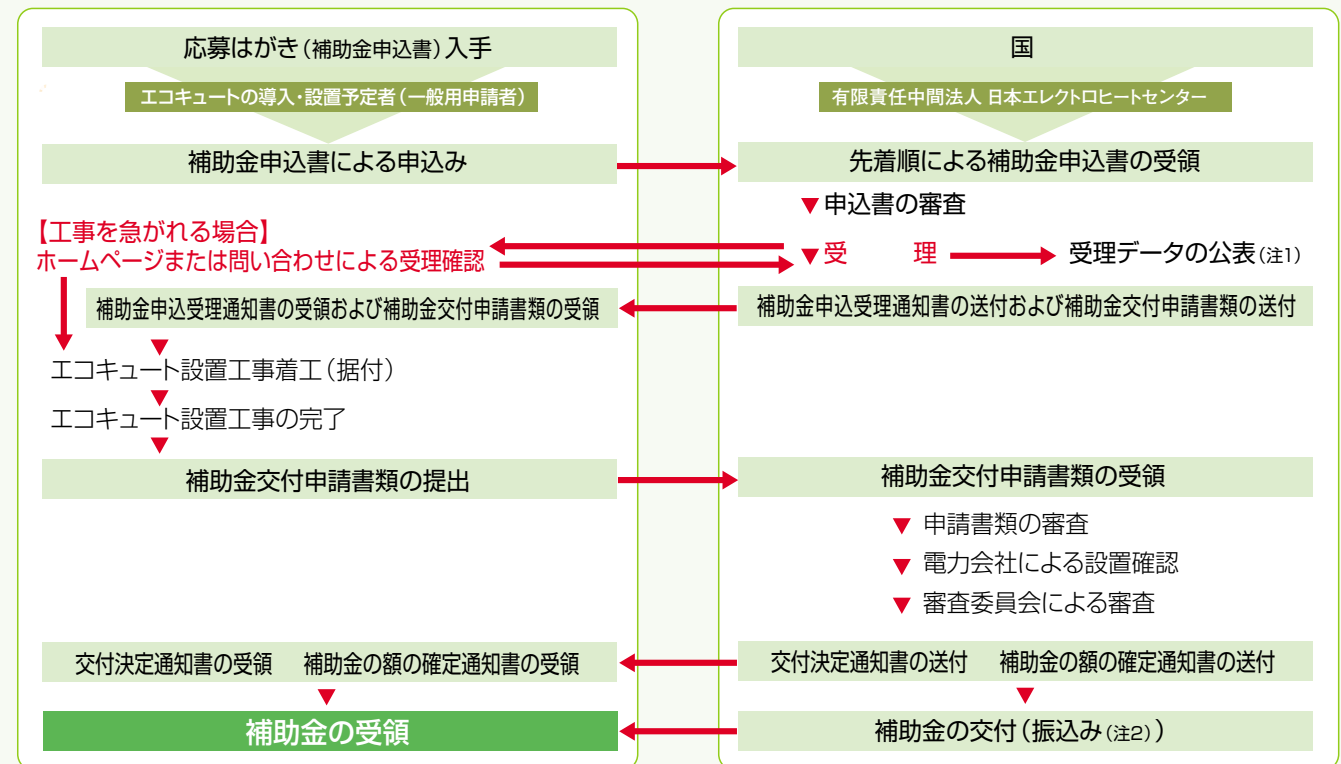
で、返却させていただきます。

また、受理した完了報告書類であっても、必要な内容を満たしていない書類については、その書類の再提出期限を設けさせていただき、その再提出期限を過ぎてしまった場合は受け付けることができません。その完了報告書類の受理は無効となります。

補助金交付申請書類を送付される際には、もう一度、必要な提出書類をご確認のうえ、郵送してください。

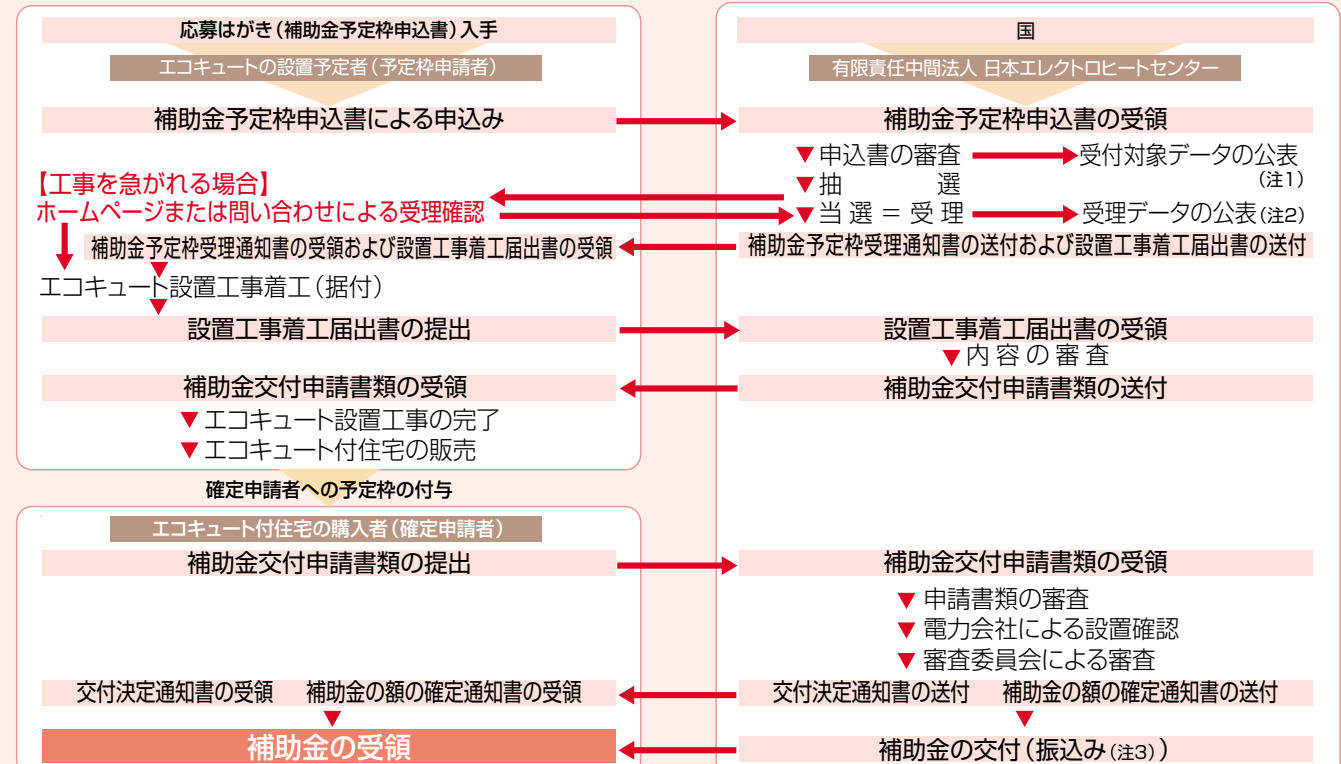
# 補助金交付の手順について

## 一般用申請の補助金交付の手順



(注1) 当センターのホームページにおいて、受理されたのか、されなかったのかを公表いたします。  
 (注2) 郵便局への振込みはできませんのでご注意ください。

## 予定枠申請の補助金交付の手順



(注1) 当センターのホームページにおいて、受付されたのか、されなかったのかを公表いたします。  
 (注2) 当センターのホームページにおいて、受理されたのか、されなかったのかを公表いたします。  
 (注3) 郵便局への振込みはできませんのでご注意ください。